

「尼崎市立園田東小学校水泳授業指導業務」

公募型プロポーザルによる質問及び回答

(令和8年2月10日回答)

番号	項目	質問内容	回答
1	仕様書 5-(9)イ 受託者のバス配車 管理について	「受託側から最低1人は手配し、当日のバスの配車管理等を行うこと」とありますが、これはバスへの同乗を必須とする趣旨ではなく、不測の事態に即応できる体制を整えることを求めるものと理解してよいですか。なお、同乗を想定している場合には、その考え方をご教示ください。	ご認識のとおりです。 バスの同乗ではなく、不測の事態に即時対応できる体制を整えておくこととしています。
2	仕様書 5-(5) 施設内での教員の 関与範囲について	教員の関与範囲（更衣室・トイレへの引率、待機児童の対応等）について、市としての基本的な考え方があればご教示ください。	児童の行きかえりの引率・更衣、トイレの引率、待機児童の対応等については基本的には教員が行います。教員とインストラクターが行うことについて協議が必要な場合は対象校と協議の上決定することとします。
3	教員の入水有無に ついて	教員の入水有無に関し、市としての基本的な考え方があればご教示ください。あわせて、教員が自主的に入水を希望する場合や、低学年・特別支援学級等、特に安全配慮が必要と考えられる場面において、教員が入水することを想定している場合には、その判断基準や考え方をご教示ください。	教員の入水については対象校と協議の上決定することとします。特別な配慮が必要な児童について教員の入水が必要な場合は、対象校が判断をして決定することとします。